

令和2年度高知県における障害者虐待の対応状況等

(令和2年4月1日～令和3年3月31日対応分)

1 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数と虐待を受けたと判断した件数

令和2年度に県及び市町村で受け付けた養護者による障害者虐待相談・通報・届出件数は20件で、そのうち虐待を受けたと判断したのは5件であった。

	令和2年度	令和元年度
相談・通報・届出件数	20	26
虐待の事実が認められた件数	5	4

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）

「警察」が25.0%と最も多く、次いで「施設・事業所の職員」が20.0%であった。

		本人	相談支援 専門員	施設・事業 所の職員	市町村	警察	その他
相談・通報・ 届出者全体	人数	3	3	4	1	5	2
	構成割合	15.0%	15.0%	20.0%	5.0%	25.0%	10.0%
うち虐待の事実が 認められた事例	人数	1	1	1	0	3	0
	構成割合	25.0%	25.0%	25.0%	—	50.0%	—

		近隣住民 ・知人	不明	合計
相談・通報・ 届出者全体	人数	1	1	20
	構成割合	5.0%	5.0%	100%
うち虐待の事実が 認められた事例	人数	0	0	6
	構成割合	—	—	100%

(3) 事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	19	95.0%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	19	(100%)
訪問調査により事実確認を行った事例	12	[63.2%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	7	[36.8%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	0	—
(立入調査のうち) 警察が同行した事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請したが同行がなかった事例	0	—
(立入調査のうち) 警察に援助要請はせず、市町村単独で実施した事例	0	—
事実確認調査を行っていない事例	1	5.0%
相談・通報等を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例	1	[100%]
相談・通報等を受理し、後日事実確認調査を予定又は調査の要否を検討中の事例	0	—
他部署等への引き継ぎ	0	—
合 計	20	100%

(4) 養護者による障害者虐待の状況

①虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
人数	3	0	2	1	0

②虐待行為の程度（複数回答）

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	3	50.0%
中度（「生命・身体・生活への著しい影響」に相当する行為）	2	33.3%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	1	16.7%
合 計	6	100%

③被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	3	2	5
構成割合	60.0%	40.0%	100%

イ 年齢

	～24歳	25～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
人数	1	3	1	0	5
構成割合	20.0%	60.0%	20.0%	—	100%

ウ 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害
人数	0	2	2	1

エ 障害支援区分認定の状況

	区分認定あり	なし	合計
人数	4	1	5
構成割合	80.0%	20.0%	100%

オ 行動障害の有無

	強い行動障害 あり	行動障害なし	不明	合計
人数	2	2	1	5
構成割合	40.0%	40.0%	20.0%	100%

④虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	合計
人数	5	0	5
構成割合	100%	—	100%

⑤世帯構成

	両親と同居	父親と同居	母親と同居	子と同居	合計
人数	1	2	1	1	5
構成割合	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	100%

⑥被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

	父	母	娘	合計
人数	2	2	1	5
構成割合	40.0%	40.0%	20.0%	100%

⑦虐待への対応

ア 分離の有無

	虐待者と 分離した人数	その他	合計
人数	4	1	5
構成割合	80.0%	20.0%	100%

イ 分離を行った事例の対応

	障害福祉サービスの利用 (①)	措置入所 (②)	①、②以外の方法による一時保護 (③)	合計
人数	2	1	1	4
構成割合	40.0%	20.0%	20.0%	100%

⑧虐待の発生要因や状況 (複数回答)

ア 虐待者 (あてはまるものがあれば)

	虐待者の飲酒やギャンブルへの依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待と認識をしていない	合計
人数	1	2	2	5
構成割合	20.0%	40.0%	40.0%	100%

イ 被虐待者 (あてはまるものがあれば)

	介護度や支援度の高さ	行動障害	その他	合計
人数	0	2	0	2
構成割合	—	100%	—	100%

ウ 家庭環境 (あてはまるものがあれば)

	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	経済的困窮	複数人の障害者・要介護者がいる	その他	合計
人数	0	3	0	0	3
構成割合	—	100%	—	—	100%

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報・届出件数

令和2年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は11件であった。このうち、虐待の事実が認められた事例は、1件であった。

	令和2年度	令和元年度
相談・通報・届出件数	11	10
虐待の事実が認められた件数	1	1

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人	家族 ・親族	相談支援専門 員	県からの 連絡	合計
件数	1	1	5	5	12
構成割合	8.3%	8.3%	41.7%	41.7%	100%

(3) 市町村における事実確認の状況

令和2年度に市町村が受け付けた相談・通報・届出件数は11件（うち、5件は県からの連絡）で、そのうち8事例について事実確認調査が行われ、事実確認調査の結果、1事例について虐待の事実が認められた。

残りの3事例に関して事実確認を行わなかった理由は、相談が匿名で行われ詳細を把握できなかったものや、事実確認調査の要否を検討中であったため。

市町村の対応状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	8	72.8%
虐待の事実が認められた事例	1	(12.5%)
虐待の事実が認められなかった事例	1	(12.5%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	6	(75.0%)
事実確認調査を行っていない事例	3	27.2%
合 計	11	100%

事実確認調査の対象となった施設・事業所等の種別

	生活介護	短期入所	自立訓練	就労継続支援 B型	共同生活 援助
件数	1	1	1	1	2
構成割合	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%

	放課後等デ イサービス	合計
件数	2	8
構成割合	25.0%	100%

(4) 都道府県への報告

令和2年度において、市町村から県へ「虐待の事実が認められた」として「報告された事例」は1件であった。

	件数	構成割合
虐待の事実が認められたとして県へ報告がなされた事例	1	100%
うち、更に県による事実確認を行う必要がある事例	0	—
虐待の事実が認められたとしてこれから県へ報告する事例	0	—
合 計	1	100%

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

①虐待の種別・類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
人数	0	0	0	0	1	1
構成割合	—	—	—	—	100%	100%

②虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	0	—
中度（「生命・身体・生活への著しい影響」に相当する行為）	0	—
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	1	100%
合 計	1	100%

③被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	0	1	1
構成割合	—	100%	100%

イ 年齢

	～24歳	25～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
人数	1	0	0	0	1
構成割合	100%	—	—	—	100%

ウ 障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
人数	0	1	0	1
構成割合	—	100%	—	100%

エ 障害支援区分認定の状況

	区分認定あり	なし	合計
人数	1	0	1
構成割合	100%	—	100%

オ 行動障害の有無

	強い行動障害あり	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	0	1	0	1
構成割合	—	100%	—	100%

④虐待者の状況（複数回答）

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	1	0	1
構成割合	100%	—	100%

イ 年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	0	0	1	0	0	1
構成割合	—	—	100%	—	—	100%

ウ 職種

	管理者	合計
人数	1	1
構成割合	100%	100%

(6) 障害者福祉施設従事者等による虐待があった施設・事業所等の種別

	共同生活 援助	合計
件数	1	1
構成割合	100%	100%

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村又は県が、虐待の事実が認められた事例1件について行った対応は次のとおりである。

市町村が実施した指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」及び「改善計画提出依頼」が1件であった。

都道府県等による障害者総合支援法等の規定に基づく権限の行使等行っていない。

① 市町村による指導等（複数回答）

		件数
市町村による指導等	施設等に対する指導	1
	改善計画提出依頼	1
	従業者への注意・指導	0
	障害者総合支援法の規定に基づく勧告・命令・処分 (報告徴収、出頭要請、質問、立入検査)	0
	児童福祉法の規定に基づく勧告・命令・処分	0
	その他	0

② 都道府県等による障害者総合支援法等の規定に基づく権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	施設・事業所に対する指導	0
	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	0
	改善勧告	0
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	指定の効力の全部または一部停止	0
	指定取消	0
	現在対応中	0
	その他	0
	なし	0